

## 消費者団体ほか関係団体等との意見交換会

## 議事次第

平成 29 年 2 月 28 日 (火)  
14:00 ~ 16:00  
消費者委員会会議室

## 1. 開会

## 2. 消費者団体ほか関係団体等との意見交換会について

説明者	土井 裕明	弁護士 / NPO 法人消費者支援ネット・しが代表
	青海 万里子	NPO 法人消費者支援ネットワークいしかわ理事・事務局長
	河野 敦子	公益財団法人全国老人クラブ連合会参事
	眞田 尚	一般財団法人神戸老人クラブ連合会事務局長
	飯田 秀男	全大阪消費者団体連絡会事務局長
	道尻 豊	適格消費者団体特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道専務理事

## 3. 閉会

## 配付資料

- 資料 1 消費者支援ネット・しが・土井代表提出資料
- 資料 2 消費者支援ネットワークいしかわ・青海理事・事務局長提出資料
- 資料 3 全国老人クラブ連合会・河野参事提出資料
- 資料 4 神戸市老人クラブ連合会・眞田事務局長提出資料
- 資料 5 全大阪消費者団体連絡会・飯田事務局長提出資料
- 資料 6 消費者支援ネット北海道・道尻専務理事提出資料
- 参考資料 1 LP ガス販売における情報開示に関するアンケート調査結果報告  
(全国消費者団体連絡会資料)
- 参考資料 2 地方消費者行政強化作戦について (消費者庁資料)
- 参考資料 3 改正消費者安全法について (消費者庁資料)

## 消費者委員会「消費者団体等との意見交換会」への報告

2017年2月28日  
全大阪消費者団体連絡会  
事務局長 飯田秀男

## 1. 高齢者見守りの取組みについて

1) 消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」の結成は、大阪府内自治体では3/43自治体に留まる。その要因は、以下の通り。

「消費者安全確保地域協議会」の想定されるメンバーは、行政・民間の福祉関係、警察、医療、金融、地域団体など多分野にまたがることから、それを掌握するために求められるマンパワーが市町村の消費者行政部局に不足していること  
そのうえで、「消費者安全確保地域協議会」結成のための行政内部の調整の道筋が消費者行政部局に見えていないこと

2) 結成した市の経験では、

既に組み上がっている福祉部局、防犯部局のネットワークを活用して、そこに消費者被害防止の取組みの観点を加えたネットワークとしてスタートさせることができた。

消費者行政部局が福祉部局や防犯部局に近い関係（同一庁舎内、人脈、過去のつながりなど）にあることで、結成に向けた調整や消費者被害防止の取組みに関する理解が促進された。

地域協議会が進み始めた市では、個人情報管理を具体的にどうするかが課題に上っている。

3) 全市町村に「消費者安全確保地域協議会」の結成を展望して

消費者被害防止のためのネットワーク作りに関して、行政の福祉部局や福祉関係の民間団体に理解を得ることが入り口になる。現場は市町村だが、都道府県のレベルにおいても後押しとなる意思疎通が必要になる。

要援護者を対象とする地域のネットワークの取組みは既に地域で進められており、そこで活躍・活動している民間団体との連携は不可欠である。但し、現在の見守りネットワークは、安否確認や認知症の方の援護・サポートが中心であり、消費者被害防止の観点は必ずしも含まれていない。消費者被害防止のための援護・支援・サポートの必要性を、地域で活躍・活動している民間団体の方々に理解してもらう取組みが必要である。

「消費者安全確保地域協議会」ではないが、福祉部局のネットワークとして実質的に消費者被害の見守り活動が行われている地域もあるといわれており、その状況・内容について消費者庁で調査・集約し、情報発信してはどうだろうか。

大阪府内においては、大阪弁護士会や不招請勧誘規制を求める関西連絡会が広範な団体に呼びかけて、シンポジウム「地域で防ごう 消費者被害 in 大阪」を企画。その後、府内の地域でも同様のシンポジウム開催、訪問販売お断りステッカーや迷惑電話防止装置の普及などを模索していく予定。（資料参照）

## 2. ガス・電気小売自由化について

### 1) ガスの自由化に伴う懸念

電気・ガスの小売全面自由化に伴い、電気・ガス・通信機器・住居サービスなどがセット販売される。その際に各々の料金、契約条件が混然一体となって取引される可能性が大で、消費者がその取引条件を理解・納得して契約をできるかが不透明。特に、料金の割引や解約時の条件がどのように適用されるかを確認してトラブルにならないようにすることが必要である。

LPガスにおいては、零細で地域密着型の事業者が多いことや取引・契約条件に係る知識が十分でない消費者がいることから、第三者から見た際に事業者と消費者の取引・契約(ルール)が不透明で曖昧にされている事例があるように聞く。改めて、LPガスの取引条件に係るルール整備、事業者への徹底が求められているが、零細事業者が多いことから、一定レベルの消費者対応を確保するために丁寧な調整が必要ではないか。(「全国消費者団体連絡会の調査結果」資料参照)

### 2) 「電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ」に関する手続き

1月17日までに寄せられた意見は1,412件。2月6日、約500件に集約して政府の考え方が公表された。提出された意見の項目と件数( )は以下の通り。

- ・ベースロード電源市場の創設について(59)
- ・連系線利用ルールの見直し(14)
- ・容量メカニズムの導入について(30)
- ・非化石価値取引市場の創設について(31)
- ・その他(市場・ルールの整備に関するもの)(9)
- ・費用負担の在り方について(総論)(76)
- ・原子力事故に係る賠償への備えに関する負担の在り方について(90)
- ・福島第一原子力発電所の廃炉の資金管理・確保の在り方について(26)
- ・廃炉に関する会計制度の扱い(36)
- ・税制面の課題について(3)
- ・その他(財務会計面での課題に関するもの)(8)
- ・その他(122)

特に意見が集中したのは、福島第一原発の事故賠償費用の負担に関わる事項や廃炉会計制度に関する事項

- ・2月6日付け公表資料には、意見に対する政府の考え方が記述されているが、一方的なもので納得し難い事項を多く含む。
- ・全需要家に負荷される託送料金のしくみを使って発電関連費用を回収することは電力システム改革(自由化)に反するルールである。
- ・2月9日の「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」では、政府の考え方に沿って制度検討作業部会を設置して新たな取引市場を創設しようとしているが、あまりにも拙速である。

「中間とりまとめ」で方向付けられている事項のほとんどは、省政令改正によって実施できるため、経産大臣の決裁のみで決定できる。しかし、その内容は今後のエネルギー政策を具体的に決定づけるに等しく、その重要性に鑑みれば、拙速な議論ではなく、透明性の高い国民的な議論をすべきである。

資料：「電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ」に対する意見と政府の考え方（抜粋）

	意見の概要	政府の考え方
146	<p>最大の責任者である東京電力の経営者、株主、そして債権者（金融機関）が実質的に責任を取っていません。これを問わないまま「国民負担」に出来るしくみを作ってしまうえば「こんな大事故を起こしても、無罪放免だ。それなら安全性はそこそこに経済性を追求しよう」と言うモラルハザードが原発業界にまん延してしまう。</p> <p>それが原発再稼働、再度の原発事故につながり同じことが繰り返される恐れがある。</p> <p>福島第一原発を収束させるのに国民負担はやむをえないとしても、まず東京電力を法的整理をして資産を売却し、その分国民負担を軽減すべきです。</p>	<p>仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、被害者の方々への賠償や、現場で困難な事故収束作業に当たっている関係企業への支払いが十分できないおそれ、福島第一原発の廃炉に最後まで責任をもって対応する主体が不在となるおそれ、（全国の総販売電力量の1/3である）東電に代わる電力供給を行える体制を直ちに確保できないおそれがあり、福島の再生やエネルギーの安定供給の観点から、適切ではないと考えています。</p> <p>さらに、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。</p> <p>したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。</p>
239	<p>福島原発賠償費用として積立額が少なかったため、過去に戻って徴収するとしている点です。</p> <p>これは資本主義経済を原点とした商取引ではあり得ない話です。過去に算入し忘れた費用を後で請求するのはどう考えてもおかしな話で、納得できるものではありません。</p> <p>当然事業者が負担すべきものと考えます。</p>	<p>福島原発事故以前には、原賠機構法が措置されていなかったことで原発事故の賠償への備えの不足が生じる中、この不足分についての様に手当することが適切かという議論を行ったものです。</p> <p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。</p> <p>また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基</p>

		<p>づく賠償措置額である 1,200 億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また 2011 年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。</p> <p>今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
352	<p>廃炉会計制度を今後も維持するためとして、東電以外の電力会社の廃炉費用についても託送料金の仕組みを使って回収するような制度変更はすべきではありません。</p> <p>廃炉に関わる費用は発電費用の一部であり託送料金に含めるべきではありません。</p> <p>原子力発電所だけに託送料金への転嫁を認めることは、他の発電方法との公平性を損ないます。</p> <p>また、原子力発電を選択したくない消費者にも負担を強いることになり、理解は得られません。電力システム改革の理念に逆行するものです。</p>	<p>御指摘の通り、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。</p> <p>その上で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020 年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>これは、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p>

## 地域で防ごう

## 消費者被害 in

大阪

2017年

3月25日(土) 13:00~16:30

大阪弁護士会館2階203・204会議室

参加費無料  
申込不要

高齢の方の消費者トラブルが増加しています。電話勧誘によるものや訪問販売によるものが目立ちますが、架空請求やインターネット通販などのトラブルも少なくありません。また、最近では、オレオレ詐欺や還付金詐欺が急増しています。

一人暮らしや夫婦のみの世帯の方が増えていくなか、消費者被害の予防と救済のための地域での取組が重要になってきています。本シンポジウムでは、これからの消費者被害の予防と救済のあり方を考え、大阪府内での様々な取組を紹介していきます。ぜひ、ご参加ください。

## プログラム

## ◆ 講演：河上正二氏

(内閣府消費者委員会委員長  
東京大学大学院法学政治学研究科教授)

被害防止のための地域の役割と期待  
高齢者の消費者被害と救済制度

◆ 報告：大阪弁護士会からの基調報告  
被害防止の取組について◆ 報告：地域や団体の取組報告  
大阪府警察本部／府内自治体／消費者団体／  
自治会・町会／老人クラブ／社会福祉協議会etc.

## 会場地図



- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車  
出口(1) から 徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車  
1番出口から 徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車  
26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

主催：日本弁護士連合会、大阪弁護士会

共催：近畿弁護士会連合会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、奈良弁護士会、滋賀弁護士会、和歌山弁護士会、日本司法書士会連合会、全国青年司法書士協議会、労働者福祉中央協議会、日本退職者連合、全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会、全国消費者行政ウォッチねっと、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、主婦連合会、日本消費者協会、全国地域婦人団体連絡協議会、全国消費者協会連合会、日本生活協同組合連合会

後援：消費者庁、内閣府消費者委員会、国民生活センター、大阪府、大阪市、堺市、大阪府警察本部 ほか  
(多数の団体の後援を頂いております。詳しくは、裏面をご参照ください。)

問い合わせ先

日本弁護士連合会 人権第二課  
大阪弁護士会 委員会人権課

Tel 03-3580-9507  
Tel 06-6364-1227

## 地域で防ごう

## 消費者被害 in

大阪

2017年

3月25日 土 13:00~16:30

大阪弁護士会館2階203・204会議室

参加費無料  
申込不要

## 主催

日本弁護士連合会 大阪弁護士会

## 共催

(弁護士会以外は50音順)

近畿弁護士会連合会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、奈良弁護士会、滋賀弁護士会、和歌山弁護士会、一般財団法人日本消費者協会、一般社団法人全国消費者団体連絡会、公益社団法人全国消費生活相談員協会、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、主婦連合会、全国青年司法書士協議会、全国消費者協会連合会、全国消費者行政ウォッチねっと、全国地域婦人団体連絡協議会、日本司法書士会連合会、日本生活協同組合連合会、日本退職者連合、労働者福祉中央協議会

## 後援

(官公庁以外は50音順)

消費者庁、内閣府消費者委員会、独立行政法人国民生活センター、大阪府、大阪市、堺市、大阪府警察本部、一般財団法人大阪府老人クラブ連合会、一般社団法人大阪市老人クラブ連合会、一般社団法人大阪労働者福祉協議会、一般社団法人堺市老人クラブ連合会、大阪司法書士会、大阪市民生委員児童委員協議会、大阪退職者連合、大阪府生活協同組合連合会、大阪府民生委員児童委員協議会連合会、公益財団法人関西消費者協会、公益財団法人全国防犯協会連合会、公益財団法人全国老人クラブ連合会、公益社団法人大阪府防犯協会連合会、公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会西日本支部、堺市消費生活協議会、堺市民生委員児童委員連合会、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会、社会福祉法人堺市社会福祉協議会、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全大阪消費者団体連絡会、全国自治会連合会、全国民生委員児童委員連合会、特定非営利活動法人関西消費者連合会、特定非営利活動法人消費者支援機構関西、特定非営利活動法人消費者情報ネット、特定非営利活動法人消費者ネット関西、なにわの消費者団体連絡会

## 一時保育サービスを実施します(要予約・無料)

[対 象]原則、首がすわっている乳児～未就学児

[時 間]本シンポジウム開始15分前から終了15分後まで

一時保育を希望される方は、3月15日(水)までに大阪弁護士会人権課まで電話(06-6364-1227)でお問合せください。また、申込人数により、お断りさせていただきさせていただきますので、ご了承ください。